

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 6 号

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 5 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加え、同条第 9 項中「栄養士」の後ろに「もしくは管理栄養士」を加える。

第 4 6 条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 5 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加え、同条第 9 項各号列記以外の部分および同項第 1 号から第 3 号までの規定中「栄養士」の後ろに「もしくは管理栄養士」を加え、同項第 4 号中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加え、同条第 1 2 項中「栄養士」の後ろに「もしくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
特別養護老人ホームの職員の配置の基準に関する規定を整備するため